

高知県観光拠点等整備事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県観光拠点等整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、高知県観光拠点等整備事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 要綱第3条の「高知県観光拠点等整備事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定める要件」は、別表第1に定めるとおりとする。

(事業実施主体)

第3条 要綱別表第1の「市町村等の長が補助を行う団体」のうち、法人格のない団体の場合は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- (1) 3以上の個人又は法人で構成されるもの
- (2) 地域資源を活用し、地域振興に資する取組を行うもの
- (3) 規約等を有し、団体の意思を決定し、及び執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算及び会計処理が行われているもの

2 要綱別表第1の(注2)及び(注3)の個人事業者については、前項第2号に掲げる条件を満たすものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 国の補助事業又は国の外郭団体が国からの補助金を原資に実施する事業を活用して実施する事業（以下「国等の事業」という。）を活用する場合は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費は、補助を受けようとする国等の事業の補助金交付要綱等で規定する補助対象経費とする。
- (2) この補助金と補助を受けようとする国等の事業の補助金等の額（市町村の継ぎ足し補助金等を除く。）との合計は、観光拠点整備事業、観光資源磨き上げ事業、観光資源創出支援事業、地域観光クラスター化支援事業及び自然体験型観光資源強化事業にあつては補助を受けようとする国等の事業の補助対象事業費の2分の1を、広域観光圏二次交通対策支援事業にあつては3分の1を、ワーケーション環境整備事業にあつては4分の3を限度とする。

2 高知県地域観光振興交付金を充当する場合は、この補助金と当該交付金の合計は、観光拠点整備事業、観光資源磨き上げ事業、観光資源創出支援事業、地域観光クラスター化支援事業及び自然体験型観光資源強化事業にあつては補助対象経費の2分の1を、広域観光圏二次交通対策支援事業にあつては3分の1を限度とする。

(補助限度額)

第5条 要綱別表第1の「6 自然体験型観光資源強化事業」の「(1) 自然景観等観光基盤整備事業」の補助限度額の別途定める要件及び「(2) 体験型観光資源強化事業」の補助限度額を3億円

と定める要件とは、広域ブロックにおいて、おおむね1位又は2位の誘客が見込まれることとする。

2 要綱別表第1の「6 自然体験型観光資源強化事業」の「(2) 体験型観光資源強化事業」の補助限度額を6億円と定める要件及び「1 観光拠点整備事業」の補助限度額の別途定める要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

(1) 当該観光拠点施設においておおむね5万人以上の集客が見込まれること。

(2) 当該事業費が補助事業者の標準財政規模の10パーセントを超えるものであること。ただし、補助事業者が一部事務組合又は広域連合の場合は、その標準財政規模は、構成団体の標準財政規模の平均値を用いる。

(補助事業の採択等)

第6条 要綱第5条第2項及び要綱第7条第2項から第4項までの「交付要領に定める書類」は、別表第2に定めるとおりとする。

2 要綱第5条第2項、要綱第7条第2項の「交付要領に定める意見書」は、参考様式4のとおりとする。

3 要綱第7条第3項の「交付要領に定める者」は、別表第3に定める者とする。また、同項の「評価表」は、参考様式5のとおりとする。

(補助事業の重要な変更)

第7条 要綱第11条第5号の「補助事業の内容の重要な部分に関する変更」は、次に掲げるとおりとする。

(1) 活用する地域資源の変更又は削除

(2) 交付決定時又は変更承認時に予定していなかった工事、設備、備品、ホームページ等の追加及び改修

(3) 交付決定時又は変更承認時に予定していた工事、設備、備品、ホームページの整備等に係る事業費のいずれかに50パーセントを超える増額又は減額があるもの

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、高知県観光拠点等整備事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月25日から施行する。

別表第 1

補助対象事業の要件

補助事業	事業区分	要件	要件に対する評価事項等
観光資源創出支援事業		以下の(1)から(6)までの全ての要件を満たすこと。	
		(1) 運営体制 事業実施主体としての体制が整っていること。	ア 事業の実施主体（責任主体）の明確性 イ 事業の体制（財務、人員体制等） ウ 観光商品づくりのノウハウ及びサービス提供の実績
		(2) 市町村及び地域との連携 事業のサポート体制が整っていること。	ア 市町村との連携 事業実施についての市町村コンセンサス イ 地域との連携 事業実施についての地域との連携体制
		(3) 事業の適正性、将来性及び成長の可能性 事業計画全体の内容が適切なものであること。	ア 事業の適正性 法律及び公序良俗等の見地からの事業の適正性 イ 将来性及び成長の可能性 事業の将来性及び成長の可能性
		(4) 目標の設定及びターゲット 具体的な事業計画となっていること。	ア 目標の設定 具体的かつ実現可能な誘客等の目標の設定 イ ターゲット 誘客対象の明確性
		(5) 事業規模、内容及び経費配分 補助事業としての内容が適切なものであること。	ア 事業規模及び内容 事業計画と補助申請の内容、規模との関連及び整合性 イ 経費配分 事業の経費配分の適正 不要な経費の有無
		(6) 地域産業振興監意見書の提出	事業について、その地域を担当する地域産業振興監と協議を行い、地域産業振興監が作成した意見書が添えられていること。
観光資源磨き上げ事業		以下の(1)及び(2)の要件を満たすこと。	
		(1) 「観光資源創出支援事業」の要件を満たすこと。	「観光資源創出支援事業」の評価事項
		(2) 事業効果 投資にふさわしい効果が期待できること。	以下のいずれか1つ以上に該当する取組であること。 ア 宿泊、飲食、土産等市町村内での消費拡大が見込めることが数値等を用いて具体的に示されている。 イ 情報発信等により地域の知名度向上が見込めることが具体的に示されている。 ウ 地域資源の付加価値が高まる取組である。

広域観光圏二次交通対策支援事業		以下の(1)から(3)までの全ての要件を満たすこと。 (1) 「観光資源創出支援事業」の要件を満たすこと。 (2) 運行の適正 (3) 旅行商品として販売可能であること。	「観光資源創出支援事業」の評価事項等 2か月以上継続して運行すること(土日祝日等、曜日を限定した催行も可とする。) 旅行会社における販売実績があるもの又は補助対象事業年度に旅行商品として、販売が伴うものであること。
観光拠点整備事業		<p>【補助限度額が3億円の場合】 以下の(1)から(5)までの全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 「観光資源磨き上げ事業」の要件を満たすこと。 (2) 集客力が見込まれること。</p> <p>(3) 知名度があること又は発信力及び話題性が見込まれること。</p> <p>(4) 付帯機能が見込まれること。</p> <p>(5) 以下のアからエまでのうち、いずれか2つ以上の要件を満たすこと。</p> <p>ア ハブ機能があること。</p> <p>イ 交通の利便性が高いこと。</p> <p>ウ 受入態勢が整っていること。</p> <p>エ 集客につながる特別な取組があること。</p> <p>【補助限度額を6億円までかさ上げする場合】 以下の(1)から(3)までの全ての要件を満たすこと。</p>	<p>「観光資源磨き上げ事業」の評価事項等 当該観光拠点施設が含まれる広域ブロック(注1)においてトップクラスの誘客(注2)が見込まれること。 (注1)安芸ブロック、物部川ブロック、高知市ブロック、嶺北ブロック、仁淀川ブロック、高幡ブロック及び幡多ブロックをいう。 (注2)おおむね1位又は2位の誘客数を有することをいう。</p> <p>既に全国的な知名度があること又は事業の実施により全国的な発信力及び話題性が見込まれること。</p> <p>宿泊、食事、土産等消費拡大又は滞在時間の延長につながる付帯機能を1以上有すること。かつ、付帯機能に地域資源が積極的に活用され、地域の産業に波及効果が認められること。</p> <p>広域エリアの観光情報をきめ細かく提供することができる情報発信機能を常時有していること。</p> <p>主要幹線道路、二次交通の結節点にある等交通の利便性が高いこと。</p> <p>おおむね年間を通じて利用できること(週休1日程度での運営等)や団体客に対する受入態勢が十分に備わっていること。また駐車場が十分に整備されており、大型バスの乗入れが可能であること。</p> <p>集客につながる特別な取組を行っていること。</p>

		(1) 「観光拠点整備事業」のうち、補助限度額が3億円の場合の要件を満たすこと。 (2) 集客力が見込まれること。 (3) 投資規模が適正であること。	「観光拠点整備事業」のうち、補助限度額が3億円の場合の評価事項等 おおむね5万人以上の誘客が見込まれること。 当該事業費が補助事業者の標準財政規模の10%を超えるものであること。ただし、補助事業者が一部事務組合及び広域連合の場合は、その標準財政規模とは、構成団体の標準財政規模の平均値を用いる。
地域観光クラスター化支援事業		以下の(1)から(4)までの全ての要件を満たすこと。 (1) 運営体制 事業実施主体としての体制が整っていること。 (2) 「土佐の観光創生塾」地域コーディネーターによる現地支援 事業のサポート体制が整っていること。 (3) 事業の適正 事業計画全体の内容が適切なものであること。 (4) 「土佐の観光創生塾」地域コーディネーターの評価表の提出	事業の実施主体（責任主体）の明確性 「土佐の観光創生塾」地域コーディネーターによる現地支援を受けていること。 ア 法律及び公序良俗等の見地からの事業の適正 イ 方向性及び事業の具体性 事業目的及び課題の明確性 事業について、「土佐の観光創生塾」地域コーディネーターと協議を行い、地域コーディネーターが作成した評価表が添えられていること。
自然体験型観光資源強化事業	(1) 自然景観等観光基盤整備事業	【補助限度額が5,000万円の場合】 「観光資源磨き上げ事業」の要件に加え、以下の(1)から(4)までの全ての要件を満たすこと。 (1) 観光クラスター整備計画を作成すること。 (2) プロモーション計画を作成すること。 (3) アドバイザーを活用すること。 (4) 多言語対応に取り組むこと。 【補助限度額を3億円までかさ上げする場合】 「観光拠点整備事業」の要件に加え、以下の(1)から(4)までの全ての要件を満たすこと。 (1) 観光クラスター整備計画を作成すること。 (2) プロモーション計画を作成すること。 (3) アドバイザーを活用すること。 (4) 多言語対応に取り組むこと。	ア 「観光資源磨き上げ事業」の評価事項等 イ 観光クラスターの形成 ウ プロモーション計画の作成 エ アドバイザーの活用 オ 多言語対応の取組 ア 「観光拠点整備事業」の評価事項等 イ 観光クラスターの形成 ウ プロモーション計画の作成 エ アドバイザーの活用 オ 多言語対応の取組

	(2) 体験型観光資源強化事業	<p>【研修等のソフト事業又は1物品当たり50万円未満の備品整備を行うものである場合】 「観光資源創出支援事業」の要件を満たすこと。</p>	「観光資源創出支援事業」の評価事項等
		<p>【補助限度額が5,000万円の場合(研修等のソフト事業又は1物品当たり50万円未満の備品整備を行うものである場合を除く)】 「観光資源磨き上げ事業」の要件に加え、事業戦略を作成すること。</p>	<p>ア 「観光資源磨き上げ事業」の評価事項等 イ 事業戦略の作成 ウ 多言語対応の取組</p>
		<p>【補助限度額を3億円までかさ上げする場合】 「観光拠点整備事業」のうち、補助限度額を3億円までかさ上げする場合の要件に加え、事業戦略を作成すること。</p>	<p>ア 「観光拠点整備事業」のうち、補助限度額を3億円までかさ上げする場合の評価事項等 イ 事業戦略の作成 ウ 多言語対応の取組</p>
		<p>【補助限度額を6億円までかさ上げする場合】 「観光拠点整備事業」のうち、補助限度額を6億円までかさ上げする場合の要件に加え、事業戦略を作成すること。</p>	<p>ア 「観光拠点整備事業」のうち、補助限度額を6億円までかさ上げする場合の評価事項等 イ 事業戦略の作成 ウ 多言語対応の取組</p>
	(3) 基本構想等作成支援事業	「観光資源磨き上げ事業」の要件を満たすこと。	「観光資源磨き上げ事業」の評価事項等
ワーケーション環境整備事業		「観光資源創出支援事業」の(1)から(5)までの全ての要件を満たすこと。	「観光資源創出支援事業」の評価事項等

別表第2

1 要綱別表第1に定める補助事業1から4まで及び6で事業実施主体が市町村等の場合

	提出書類	注意事項
1	事業計画書(参考様式1)	(1) 事業の実施スケジュール等の資料を適宜添えてください。 (2) 観光資源創出支援事業、広域観光圏二次交通対策支援事業又は自然体験型観光資源強化事業の(2)体験型観光資源強化事業で研修等のソフト事業若しくは1物品当たり50万円未満の備品整備を行うものについては、事業計画書の「I 事業計画」の項目に記載のうえ添えてください。
2	事業の進捗状況表	事業実施年度の前年度までに当該補助金を受けて事業を実施した場合は、作成が必要です。
3	経費積算明細書	経費の見積書、購入する備品等のカタログ、設計書又は見積書、工事の図面等の写しを添えてください。
4	知事が必要があると認める資料	(1) 工事を伴う場合は、工事の概要が分かる資料のほか、位置図、平面図、土地登記簿謄本の写し(全部事項証明書、改築等の場合は、建物登記簿謄本を含む。発行後3月以内のもの)、貸借契約書等の写し(土地等を貸借する場合)等を提出してください。 (2) 市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての概要を提出してください。 (3) 広域観光圏二次交通対策支援事業を市町村等が委託して行う場合は、委託先における旅行業登録を証する書類の写しを添付してください。

2 要綱別表第1に定める補助事業1から4まで及び6で事業実施主体が団体の場合

(1に加えて次の資料を添付)

	提出書類	注意事項
1	事業実施主体の概要	事業実施主体が複数ある場合は、事業実施主体ごとに作成してください。
2	事業実施主体の定款又は寄附行為	法人以外の団体が事業実施主体となる場合は、団体の規約又は会則及び会員名簿を提出してください。
3	県税事務所で発行する全税目の納税証明書 (滞納がないことを証するもの) ※原本	法人又は地方税法(昭和25年法律第226号)第12条に規定する人格のない社団等が事業実施主体となる場合は、提出が必要です(発行後3月以内のもの)。 納税義務がない場合はその旨を記載した申立書(任意様式)を提出してください。
4	法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※原本	法人が事業実施主体となる場合は、提出が必要です(発行後3月以内のもの)。

3 要綱別表第1に定める補助事業7の場合
(1及び2に加えて次の資料を添付)

	提出書類	注意事項
1	国等に提出した申請書類一式及び交付決定通知書	国の補助事業を活用するために国等に提出した申請書類一式及び交付決定通知書の写しを提出してください。

4 要綱別表第1に定める補助事業5の場合

	提出書類	注意事項
1	経費積算明細書	経費の見積書、購入する備品等のカタログ、設計書又は見積書、工事の図面等の写しを添えてください。
2	補助事業者の定款又は寄附行為	法人以外の団体が補助事業者となる場合は、団体の規約又は会則及び会員名簿を提出してください。
3	県税事務所で発行する全税目の納税証明書 (滞納がないことを証するもの) ※原本	発行後3月以内のものを提出してください。 納税義務がない場合はその旨を記載した申立書(任意様式)を提出してください。
4	法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※原本	法人が事業実施主体となる場合は、提出が必要です(発行後3月以内のもの)。
5	補助事業者の直近2期分の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書等)	
6	委任状	連携先事業者ごとに参考様式3を提出してください。
7	知事が必要があると認める資料	(1) 工事を伴う場合は、工事の概要が分かる資料のほか、位置図、平面図、土地登記簿謄本の写し(全部事項証明書、改築等の場合は、建物登記簿謄本を含む。発行後3月以内のもの)、貸借契約書等の写し(土地等を貸借する場合)等を提出してください。 (2) 受講者がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての概要を提出してください。

5 注意事項

書類は、各1部を提出してください。

別表第3

「土佐の観光創生塾」地域コーディネーター
地域産業振興監

(注) 申請者の担当エリアの者とする